

一般社団法人神戸ダルクヴィレッジ

定 款

一般社団法人神戸ダルクヴィレッジ 定款

第1章 総則

【名称】

第1条 当法人は、一般社団法人神戸ダルクヴィレッジ（以下「法人」という）と称し、英文ではKOBE DARC Village General incorporated associationと表示する。

【主たる事務所】

第2条 当法人は、主たる事務所を 神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

【目的】

第3条 当法人は、各種依存症者（薬物、アルコール、ギャンブル等）、その家族、及び薬物依存の問題を抱えるあらゆる関係者に対して、包括的に回復及び社会復帰を支援する事業並びに広く一般に薬物依存症に関する啓発事業を行い、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

【事業】

第4条 この法人は前条の目的に資するため、次の事業を行う。

1. 薬物依存症回復支援施設の運営事業
2. 依存症者への回復プログラム等の提供事業
3. 依存症者本人やその家族、及び関係者への相談援助事業
4. 薬物依存に関する教育、講演会、研修会、セミナー、イベント等の企画運営
5. 薬物依存症者への生活支援事業
6. 薬物依存症者の社会復帰促進事業
7. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ

く 障害福祉サービス事業

8. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
く 地域生活支援事業
9. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
く 一般相談支援事業
10. 地域や、医療機関及び関係機関と連携して薬物依存症・薬物乱用問題
に関する知識・情報の広報・普及啓発事業
11. 司法関係機関と連携して薬物事犯での刑務所服役者・出所者への相談
及び回復支援事業
12. 国内外問わず薬物依存症者への回復支援及び、それらに関する調査・
研究事業
13. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

【公告の方法】

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 社員

【入社】

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

【経費等の負担】

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

【退社】

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

【除名】

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

【社員の資格喪失】

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

第4章 社員総会

【構成】

第11条 社員総会はすべての社員を持って構成する。

【権限】

第12条 社員総会は次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の選任及び解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

【開催】

第13条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

【招集】

第14条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

【決議の方法】

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

【議決権】

第16条 社員は、各1個の議決権を有する。

【議長】

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

【議事録】

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第5章 役員

【役員】

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 1名以上 2名以内
- (2) 理事のうち1名を代表理事とする。

【選任】

第20条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事は、理事の互選によって定める。

【任期】

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

【職務及び権限】

第22条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

【解任】

第23条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

【報酬等】

第24条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第6章 計算

【事業年度】

第25条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

【事業報告及び決算】

第26条 当法人の事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書

2 前項の規定により報告され、または承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

【事業計画及び収支予算】

第27条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎年度開始日前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第7章 附則

【最初の事業年度】

第28条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

【定款の変更】

第29条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

【解散】

第30条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

【残余財産の帰属】

第31条 当法人が精算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

【設立時の役員】

第32条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 梅田 容子
兵庫県神戸市須磨区北落合5丁目1番342-202号

設立時理事 梅田 靖規
兵庫県神戸市須磨区北落合5丁目1番342-202号

設立時代表理事 梅田 靖規
兵庫県神戸市須磨区北落合5丁目1番342-202号

【設立時社員の氏名及び住所】

第33条 設立時社員の氏名及び住所は、次とおりである。

設立時社員 梅田 容子
兵庫県神戸市須磨区北落合5丁目1番342-202号

設立時社員 梅田 靖規
兵庫県神戸市須磨区北落合5丁目1番342-202号

【法令の準拠】

第34条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の関係法令に従う。

以上、一般社団法人神戸ダルクヴィレッジを設立するため、設立時社員梅田 容子及び同梅田靖規の定款作成代理人である行政書士福間健二は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成28年7月7日

一般社団法人神戸ダルクヴィレッジ
設立時社員 梅田 靖規

設立時社員 梅田 容子

上記設立時社員2名の定款作成代理人

行政書士 福間 健二
登録番号 第97096025号